

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年七月七日

奈良県人事委員会委員長 松村二郎

奈良県人事委員会規則第三号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一知事の内部部局の項中

危機管理監	政策統括官
-------	-------

を

危機管理監

に

改める。

附 則

この規則は、令和五年七月十日から施行する。